

令和3年度

第2回 木更津市文化財保護審議会

審議期間 令和4年1月 26 日（水）～
2月 9 日（水）

審議方法 書面審議

審議事項

第1号

木更津市指定文化財の新指定に係る資料概要報告

報告事項

第1号

千葉県指定史跡「金鈴塚古墳」墳丘境界土留め設置工事について

議案第1号 木更津市指定文化財の新指定に係る資料概要報告

- 1 資料名 中越遺跡出土小銅鐸
- 2 員 数 1 点
- 3 種 別 有形文化財（考古資料）
- 4 所在地 木更津市太田二丁目 1 6-2 木更津市郷土博物館金のすず
- 5 所有者 木更津市
- 6 製作年 3 世紀
- 7 法 量 小銅鐸 全高 63.3mm、最大幅 35.8mm、重さ 33.89 g
舌 全長 33.2mm、最大幅 24.0mm、最大厚 16.0mm、重量 13.80 g

8 概 要

中越遺跡は、木更津市大久保字中越に所在する。東関東自動車道（千葉・富津線）建設に伴い、平成6年1月から同年5月に、財団法人千葉県文化財センターにより発掘調査（調査面積 3,500 m²）が行われ、弥生時代後期から古墳時代前期および、奈良・平安時代の集落の一部が確認された。この集落遺跡で小銅鐸をはじめとする多くの遺物が出土した。

小銅鐸は、弥生時代後期から古墳時代前期の祭祀に用いられたと考えられるもので、これまでに国内で50例以上が出土している。千葉県内では、西上総地方の遺跡から7点が出土し、その内訳は、袖ヶ浦市2（文脇遺跡・水神下遺跡）、君津市1（大井戸八木遺跡）、木更津市1（中越遺跡）、市原市3（草刈遺跡、川焼台遺跡、天神台遺跡）である。小銅鐸は、各地で行われた大規模な発掘調査にもかかわらず、出土例が少ない貴重なもので、君津地方の小銅鐸のうち、中越遺跡以外の3点については、いずれも県指定、市指定文化財に指定されている。

中越遺跡の小銅鐸は、古墳時代前期の竪穴住居（SI019）の覆土上層より出土し、出土状況から埋没の進んだ住居の覆土中に、埋納されたと推定できる。小銅鐸は高さ 63.3 mm、最大幅 35.8 mm、重量 33.89 g である。

小銅鐸の内部には礫が入った状態で出土しており、この礫は内部に収まる大きさから、舌（ぜつ）の可能性が高いと考えられる。舌とは音を鳴らすために、内部に吊るした「振り子」である。この小銅鐸は、振ると舌と内側の金属部分が触れて、音を発する仕組みが確認できる貴重な事例でもある。舌と考えられる礫は、長さ 33.2 mm、幅 24.0 mm、厚み 16.0 mm、重量 13.80 g である。

小銅鐸を含む中越遺跡の出土品は、発掘調査後に千葉県に帰属となったが、郷土博物館での展示資料、さらに、新たな指定候補とするために、令和元年 12 月 19 日付けで、千葉県教育委員会あて譲与申請を行った。その結果、令和 2 年 1 月 21 日付で木更津市に譲与され、市の所有になっている。現在は、本年 7 月 17 日にリニューアルオープンした、木更津市郷土博物館「金のすず」で展示されている。

9 市指定文化財としての適否

本資料は、発掘調査により埋納状態が確認でき、さらに銅鐸本体に舌と考えられる礫がともなう点も、極めて貴重な事例である。また、弥生時代に青銅祭器を殆ど使用しなかった東日本地域が、畿内・東海地方とどのような関係を持ちながら古墳時代へと移行したのか。この点を知るうえで、本資料は重要な意味を持つ。

以上により本資料は、木更津市域はもとより、房総さらに日本列島全域の古墳時代前期の歴史を語る上で欠くことができない資料であり、木更津市指定文化財（有形文化財・考古資料）として指定することが適切であると判断される。

10 今後の取扱いについて

木更津市郷土博物館「金のすず」において適切に保管・管理し、積極的に活用・公開することが望ましい。なお、活用・公開に当たっては、古墳時代前期の木更津および房総の歴史を物語る資料として活用することに留意されたい。

11 参考資料

今泉 潔・新田浩三『東関東自動車道（千葉・富津線）埋蔵文化財調査報告書 11－木更津市中越遺跡－』 財団法人 千葉県文化財センター、2002 年。

報告第1号 千葉県指定史跡「金鈴塚古墳」墳丘境界土留め設置工事について

本年度から来年度にかけて、石室・墳丘の補修整備工事を予定しています。本年度は、上半期に石室の石積復旧工事を実施し、現在、墳丘境界フェンスの設置工事を行っています。この工事は、古墳と周囲の民有地、市道との境界を明示し、土砂の流出と古墳への立入りを防ぐ効果があります。

また1月20日には、千葉県文化財保護審議会 笹生委員のご視察がありました。



墳丘南東より 市道の舗装端より北側 60cm の位置に、ブロックを3段積みにし、上部にネットフェンス、東端に出入口を設置。さらに、石室の前面には、自動車往来の際の注意喚起の目的で、ガードコーンを設置。



墳丘南西より

○木更津市文化財保護条例【昭和 51 年 6 月 26 日条例第 30 号】

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 市指定文化財（第 4 条—第 16 条）
- 第 3 章 市文化財保護審議会（第 17 条—第 20 条）
- 第 4 章 補則（第 21 条）
- 第 5 章 罰則（第 22 条・第 23 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）及び千葉県文化財保護条例（昭和 30 年千葉県条例第 8 号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち、重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を定めるものとする。

（文化財の定義）

第 2 条 この条例において「文化財」とは、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（財産権の尊重）

第 3 条 木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第 2 章 市指定文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち、重要なものを木更津市指定文化財（以下「市文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会はあらかじめ指定しようとする文化財の所有者、保持者又は権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明しない場合は、この限りではない。

3 第 1 項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ第 17 条の規定により設置された木更津市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

4 第 1 項の規定による指定は、その旨を市掲示場に告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知して行う。

5 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

6 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該市文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市文化財が市文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市文化財について、法の規定による国の文化財又は県条例の規定による県の文化財としての指定があつたときは、当該市文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、教育委員会は速やかに、その旨を市掲示場に告示するとともに、当該市文化財の所有者等に通知しなければならない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市文化財の指定の解除の通知を受けたとき又は前項の規定による通知を受けたときは、所有者等は速やかに市文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 市文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則(以下「規則」という。)及び教育委員会の指示に従い、市文化財を管理しなければならない。

2 市文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市文化財の管理の責に任ずべき者(以下この章において「管理責任者」という。)を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等及び所在の変更届出)

第7条 市文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は旧所有者等に対して交付された指定書を添えて10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市文化財の所有者等又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。この場合において氏名若しくは名称又は住所の変更が所有者等に係るときは、届け出の際指定書を添えなければならない。

3 市文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは、き損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、10日以内に、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

4 市文化財の所在の場所の変更をしようとするときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理等の補助)

第8条 市文化財の管理、修理又は復旧(以下「修理等」という。)に要する経費は、所有者等の負担とする。ただし、多額の費用を要し、所有者等がその負担にたえない場合その他特別の事由がある場合には、市は、当該所有者等に対

し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として修理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該修理等について指揮監督することができる。

3 前項に定めるもののほか、補助金の交付については、規則で定める。
(管理又は修理等に関する勧告)

第9条 市文化財の管理が適当でないため、市文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる恐れがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、記録の作成、伝承者の養成、修理保存その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 市文化財がき損している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、その修理等について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(修理等の届出)

第10条 市文化財の修理等をしようとするときは、所有者等はあらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第8条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項及び第2項の規定による勧告によつて修理等を行う場合は、この限りでない。

2 市文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理等に関し、技術的な指導と助言を与えることができる。

(現状変更等の制限)

第11条 市文化財に関しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、所有者等又は管理責任者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し、必要な指示をすることができる。

3 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(環境保全)

第12条 教育委員会は、市文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な措置を命ずるこ

とができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、市は、その損失を予算の範囲内で補償することができる。

(公開)

第13条 教育委員会は、市文化財の所有者等に対し、6か月以内の期間を限つて、教育委員会の用に供するため、当該市文化財を公開することを勧告することができる。

2 教育委員会は、市文化財の所有者等に対し、3か月以内の期間を限つて、当該市文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による公開のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により公開した所有者等に対し、給与金を支払うことができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により市文化財が公開されたときは、その職員のうちから当該市文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定による公開したことに起因して当該市文化財が滅失し、又はき損したときは、市は、所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

(調査)

第14条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該市文化財の現状又は修理等の状況につき報告を求めることができる。

(所有者等変更に伴う権利義務の承継)

第15条 市文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該市文化財に関し、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指定その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

(標識等の設置)

第16条 市文化財の所有者等は、教育委員会の定める基準により特別のほか市文化財の管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

第3章 市文化財保護審議会

(設置)

第17条 文化財の保存及び活用に関し、教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行うため、木更津市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第18条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱

する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第19条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第20条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 補則

(施行規則)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(刑罰)

第22条 市文化財を故意に損壊し、き棄し、又は隠匿した者、又は現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し又は衰亡するに至らしめた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第23条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年7月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際改正前の木更津市文化財保護条例の規定に基づいてなされた指定、許可、認定又は届出その他の手続等は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

○木更津市文化財保護条例施行規則【昭和 51 年 7 月 30 日教育委員会規則第 13 号】

各様式については割愛

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津市文化財保護条例（昭和 51 年木更津市条例第 30 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請書及び同意書の提出)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定による指定において所有者等が自ら指定を受けようとするときは、文化財指定申請書（別記第 1 号様式）を木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

2 条例第 4 条第 2 項の規定による指定の同意は、文化財指定同意書（別記第 2 号様式）によるものとする。

(指定書)

第 3 条 条例第 4 条第 6 項に規定する指定書（以下「指定書」という。）は、別記第 3 号様式によるものとする。

(指定書の再交付の申請)

第 4 条 交付された指定書を滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗難にあつたときは、指定書再交付申請書（別記第 4 号様式）を速やかに教育委員会に提出し、指定書の再交付を受けなければならない。

(解除の通知)

第 5 条 条例第 5 条第 2 項又は第 4 項の規定による指定解除の通知は、指定文化財解除通知書（別記第 5 号様式）により行うものとする。

(管理責任者選任（解任）の届出)

第 6 条 条例第 6 条第 3 項の規定による管理責任者を選任又は解任したときの届出は、指定文化財管理責任者選任（解任）届（別記第 6 号様式）によるものとする。

(所有者等及び所在の場所の変更の届出)

第 7 条 条例第 7 条の規定による届出の様式は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 条例第 7 条第 1 項の規定による所有者等の変更の届出 指定文化財所有者等変更届（別記第 7 号様式）

(2) 条例第 7 条第 2 項の規定による氏名若しくは名称又は住所の変更の届出 指定文化財所有者氏名等変更届（別記第 8 号様式）

(3) 条例第 7 条第 3 項の規定による全部又は一部の滅失若しくはき損又は亡失若しくは盗難にあつた場合の届出 指定文化財滅失（き損、亡失、盗難）届（別記第 9 号様式）

(4) 条例第 7 条第 4 項の規定による所在の場所の変更の届出 指定文化財所在場所変更届（別記第 10 号様式）

(補助の申請及び決定)

第 8 条 所有者等は、条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により経費の補助を受けようとするときは指定文化財経費補助申請書（別記第 11 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 経費の予算書及び見積書
- (2) 設計仕様書及び設計図
- (3) 修理箇所の写真又は見取図

2 所有者等は、前項による補助申請書を提出したのちその内容を変更又は中止しようとするときは、指定文化財経費補助変更（中止）承認申請書（別記第12号様式）を教育委員会に提出し承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査して補助金の交付を決定したときは、指定文化財補助金交付決定通知書（別記第13号様式）により申請者に通知するものとする。

4 所有者等は、補助金の交付を受けて、修理等を完了したときは、完了した日から20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、指定文化財修理等実績報告書（別記第14号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

5 前各項の規定によるほか、補助金の交付手続等については、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号）の定めるところによる。

（修理等の届出）

第9条 条例第10条の規定による修理等の届出は、指定文化財修理届（別記第15号様式）によるものとする。

（現状変更等の許可申請）

第10条 条例第11条第1項の規定による現状変更等の許可を受けようとする所有者等は、指定文化財現状変更等許可申請書（別記第16号様式）の変更等しようとする日前30日までに教育委員会に提出しなければならない。

（着手及び終了報告）

第11条 所有者等は、当該許可に係る現状変更等に着手し、及びこれを終了したときは、速やかにその旨を指定文化財現状変更等着手（終了）届（別記第17号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（維持の措置の範囲）

第12条 条例第11条第1項ただし書の規定により許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 指定文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該指定文化財をその指定当時の原状（指定文化財の現状変更等の許可を受けた場合においては、当該許可を受けたときの原状）に復するとき。

(2) 指定文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

（市の負担する費用の範囲）

第13条 条例第13条第3項の規定による市の負担とする費用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 指定文化財の移動に要する荷造費及び運送費
- (2) 前号の移動に際し、教育委員会が必要と認めて当該指定文化財を運送保険に付する場合は、その保険料
- (3) 施設及び設備に関する経費
- (4) 警備費

(出品給与金の支給)

第 14 条 条例第 13 条第 4 項の規定により支給する給与金の額の範囲は、出品期間 1 月につき 1 件 2,000 円以内で予算の定めるところによる。

2 1 月に満たない期間についての給与金の支給は、その期間を 1 月とした計算による。

(補償の請求)

第 15 条 条例第 13 条第 7 項の規定により損失の補償を受けようとする所有者等は、指定文化財の損失補償請求書(別記第 18 号様式)を教育委員会に提出するものとする。

(補償の決定)

第 16 条 教育委員会は、前条の規定による請求書の提出があつたときは、審査のうえ補償を行うか否かを速やかに決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により補償を行うことを決定したときは、補償金の額を定め、支払の方法及び時期その他必要な事項を補償を受けるべき者に通知するものとする。

3 第 1 項の審査により補償を行わないことを決定したときは、理由を付してその旨を請求書の提出者に通知するものとする。

(補償金額決定の基準)

第 17 条 補償金の額の決定は、特別の事情があるほか、次の各号のいずれかに掲げる金額を基準として行うものとする。

(1) 指定文化財が滅失した場合においては、当該指定文化財の時価に相当する金額

(2) 指定文化財がき損した場合においては、当該指定文化財のき損の箇所の修理のために必要と認められる経費及び当該指定文化財のき損前の時価と修理後の時価の差額との合計額に相当する金額(ただし、き損の状況によりこれを修理することが不適当又は不可能であると認めるときは、き損前の時価とき損後の時価の差額に相当する金額)

2 教育委員会は、前項の基準により定めた補償金の額が当該指定文化財の滅失又はき損により通常生ずべき損失を補償するに足りないと認めるときは、その額を超えて補償金の額を定めることがある。

(標識等の設置基準)

第 18 条 条例第 16 条の規定により設置すべき標識は、石造(特別の事情がある場合は、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。)とし、次に掲げる事項を記入するものとする。

- (1) 木更津市指定文化財の文字
- (2) 指定の年月日
- (3) 当該指定文化財の名称
- (4) 所有者又は管理責任者の氏名
- (5) 教育委員会の文字
- (6) 建設年月日

2 条例第16条の規定により設置すべき説明板には次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- (1) 指定に係る地域を示す図面（地域を示す必要がない場合を除く。）
- (2) 指定文化財の名称
- (3) 指定の年月日
- (4) 指定の理由
- (5) 説明事項
- (6) 保存上注意すべき事項
- (7) その他参考となるべき事項

3 条例第16条の規定により設置すべき境界標は石造又はコンクリート造（13センチメートル角の四角柱を用い、地表からの高さは30センチメートル以上とする。）とし、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 上面 指定に係る地域の境界を示す方向指示線
- (2) 側面 指定文化財境界の文字及び教育委員会の文字

4 前3項に定めるもののほか、標識、説明板、境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し、必要な事項は当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

5 囲さく、その他の施設については、前項の規定を準用する。

6 前項までに定める基準により標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しようとする者は、仕様書、設計図、（説明板の設置に係る場合は、記載事項を含む。）及び設置位置を示す図面を添えてあらかじめ、その旨並びに当該工事の着手及び終了の予定時期を教育委員会に報告するものとする。

（台帳）

第19条 教育委員会は、各種別ごとに必要事項を記載した指定の台帳を常備し、実測図、写真等を添付しておくものとする。

（県の規定の準用）

第20条 条例及びこの規則の規定による指定については、県の基準の例によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。

附 則（平成3年3月29日教委規則第3号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成9年8月27日教委規則第4号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、木更津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議決事項)

第 5 条 会議において議決を要する事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針（学校教育及び社会教育の基本的指導計画を含む。）を定めること。
- (2) 法第 26 条の規定による報告書の作成、議会への提出及び公表を行うこと。
- (3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (4) 見積価格 300 万円を超える教育財産の取得及び処分を申し出ること。
- (5) 職務の級が 5 級以上の職員、指導主事、社会教育主事、司書及び学芸員を任免すること。
- (6) 校長及び教頭の任免その他進退について内申すること。
- (7) 職員及び教職員の分限（傷病による休職を除く。）及び懲戒の処分を行うこと。
- (8) 教育委員会規則を制定し、又は改廃すること。
- (9) 教育功労者を表彰すること。
- (10) 教育予算その他の議会の議決を要する事件の議案について市長に意見を申し出ること。
- (11) 学校その他の教育機関の敷地又は建物の設定又は変更をすること。
- (12) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 校長、教員その他教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科書を採択し、及び教科書その他の取扱いの一般方針を定めること。
- (15) 学校の通学区域を設定し、又は変更すること。
- (16) 文化財の指定及び解除すること。
- (17) 職員団体との重要な交渉に関すること。
- (18) 請願及び陳情に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか重要かつ異例に属すること。